

働き方改革

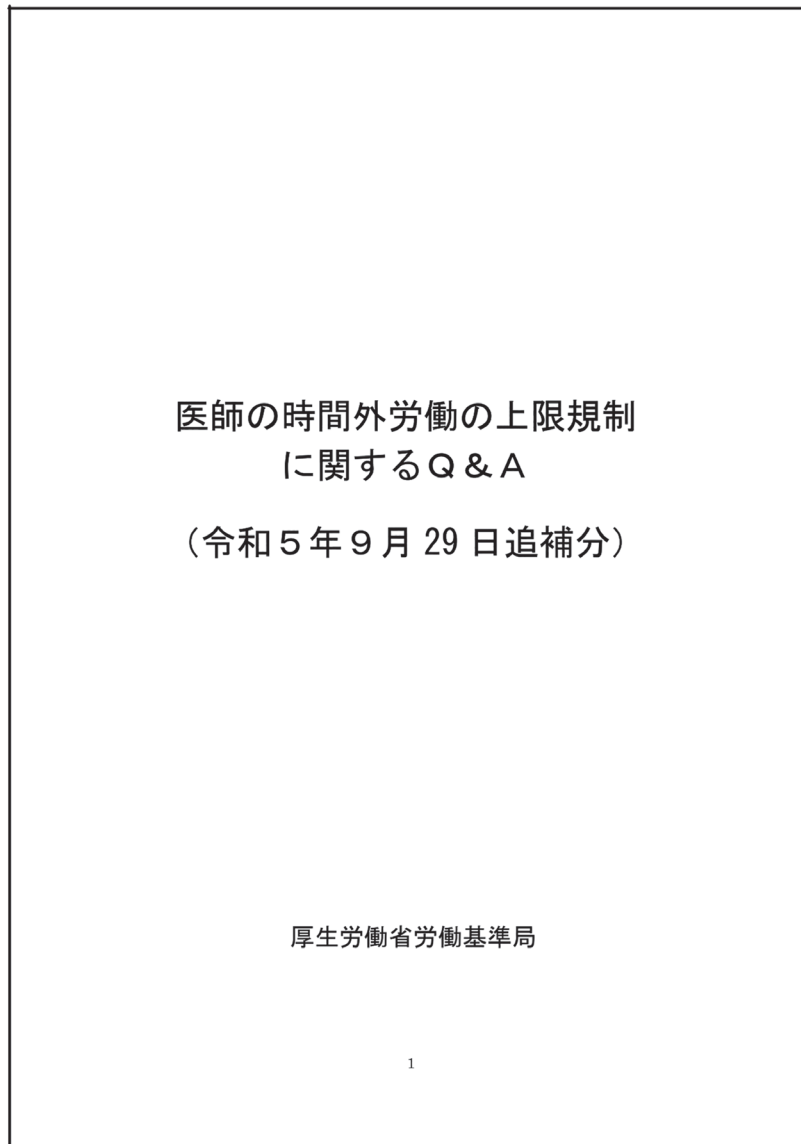
医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A (令和5年9月29日追補分)について

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー
医療労務管理支援事業(厚生労働省委託事業) スーパーバイザー 新屋 尋崇

1. はじめに

先日、医師の時間外労働の上限規制や面接指導等について、詳細なQ&Aの追

補分が示されました(図1)。今月号では、そのご紹介(抜粋・編集)をいたします。ご参考にしていただければと思います。



(図1 厚生労働省ホームページ より)

2. 36協定の対象期間の途中で、特定医師に適用する水準を、特例水準からA水準に、A水準から特例水準に変更することはできるか。

特例水準に該当する業務には、水準ごとに指定に関する業務の内容が定義されており、共通して、「当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について960時間を超える必要があると認められる」ことが必要であるとされていることから、対象期間途中で適用する水準の変更については以下の取扱いとなります。

①36協定締結当初、特例水準の指定に関する業務に従事しており、年960時間を超える時間外・休日労働が見込まれることから、BC水準の特定医師としていた医師について、対象期間途中で年960時間を超える時間外・休日労働を行わせる必要がなくなったと認められる場合には、適用される水準は、A水準に変更することとなります。

ただし、特例水準からA水準に変更した場合、追加的健康確保措置(新医療法における勤務間インターバルの確保、代償休息)が努力義務となることを踏まえると、こうした水準の変更は、妊娠や長期間の病気療養など、年960時間を超える時間外・休日労働を行う必要がなくなったことが客観的に明らかであるといえる事由がある場合に限るようにするとともに、水準の変更の有無にかかわらず、時間外・休日労働は必要最小限とする必要があります。

②36協定締結当初、特例水準の指定に関する業務に従事しているものの、年960時間を超える時間外・休日労働が見込まれないことから、A水準の医師としていた医師について、対象期間途中で年

960時間を超える時間外・休日労働を行わせる必要が生じたと認められる場合には、適用される水準を該当する特例水準に変更することができます。

ただし、A水準から特例水準への変更は、患者の集中など業務の急増が見込まれる客観的な事由があり地域医療の確保のため、又は研修プログラム/カリキュラムの実施のためには変更することがやむを得ない場合に限る必要があります、また、水準の変更の有無にかかわらず、時間外・休日労働は必要最小限とする必要があります。

3. 面接指導は、オンラインで実施することはできるか。

オンラインで面接指導を実施することは可能ですが、面接指導とは、労働者とのやりとりやその様子(表情、しぐさ、話し方、声色等)から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものです。そのため、病院または診療所の管理者から事前に提供された面接指導対象医師の情報等により、面接指導実施医師が必要と認める場合には直接対面によって面接指導を行う必要があります。

オンラインで面接指導を実施する場合には、平成27年9月15日付け基発0915第5号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(最終改正令和2年11月19日)に基づき、面接指導に用いる情報通信機器、面接指導の実施方法等について留意することが必要です。

4. おわりに

今月号では、医師の時間外労働の上限規制に関するQ&Aの追補分のご紹介(抜粋・編集)をいたしました。本稿に取り上げた内容以外にも、36協定の効力や面接指導について等、必読の内容となっています。

医師の働き方改革や、医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター (TEL: 099-813-7731) までぜひご連絡ください。

5. 参考・引用

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/001151638.pdf>



売診療所

所在地：始良市西餅田560-3
土地面積：728.68㎡ (220.42坪)
延床面積：407.55㎡ (123.28坪)
築年月：1980年6月鉄筋コンクリート2階建
備考：調整薬局隣接
現在皮膚科開業中 (昭和55年～)

連絡先：前田 TEL 090-8912-7410

